

【問題】 制限行為能力者制度に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 未成年者A（18歳）は、法定代理人の同意を得ずに、遺言をすることも、認知することもできる。
- 2 Aが、精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分である場合、家庭裁判所は、Aの配偶者の請求により、後見開始の審判をすることができる。
- 3 成年被後見人Aの成年後見人Bは、Aに代わって、Aの居住の用に供する建物について、売却するには、家庭裁判所の許可を得なければならない。
- 4 被保佐人Aが、保佐人Bの同意を得ずに、期間を2年とする居住用建物の賃貸借契約を締結した場合、Bは、Aの行為を取り消すことはできない。
- 5 家庭裁判所は、Aの配偶者Bの請求により、Aにつき補助開始の審判をするには、Aの同意がなければならない。

#### <学習上の視点>

視点1 制限行為能力者の身分行為についての理解が問われています。

視点2 制限行為能力者の各類型の能力の違いに注意しましょう。

視点3 成年被後見人、被保佐人、被補助人の行為能力や、特徴を押さえましょう。

## 【解説】 正解 2

### 1 正しい。

未成年者は、満 15 歳以上であれば、遺言することができる（民法 961 条）。また、認知をするには、父または母が未成年者又は成年被後見人であるときであっても、その法定代理人の同意を要しない（780 条）。

### 2 誤り。

家庭裁判所は、精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分である者について、本人、配偶者、4 親等内の親族などの請求により、保佐開始の審判をすることができる（11 条本文）。家庭裁判所が、本人、配偶者など一定の者の請求により後見開始の審判をすることができるのは、精神上の障害により事理を弁識する能力を「欠く」常況にある者についてである（7 条）。

### 3 正しい。

成年被後見人は、成年被後見人に代わって、その居住の用に供する建物またはその敷地について、売却、賃貸、賃貸借の解除または抵当権の設定その他これらに準ずる処分をするには、家庭裁判所の許可を得なければならない（859 条の 3）。

### 4 正しい。

被保佐人は、原則として、単独で法律行為を行うことができる。したがって、保佐人 B は、被保佐人 A の行為を取り消すことはできない。なお、民法 602 条に定める期間を超える賃貸借をする場合には、保佐人の同意を得なければならない（13 条 1 項 9 号）。

### 5 正しい。

家庭裁判所は、本人や配偶者等の請求により、補助開始の審判をすることができるが（15 条 1 項）、本人以外の者の請求によって補助開始の審判をするには、本人の同意がなければならない（15 条 2 項）。したがって、A の同意がなければならない。

## <復習ポイント>

記述 3 で問われた知識は、「行為能力が一番劣る成年被後見人の保護」という視点でとらえましょう。9 条ただし書（成年被後見人の日用品の購入など）についての知識と混同しないようにしてください。